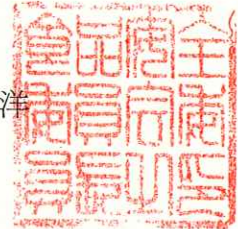




府 食 第 1 0 号
平成 31 年 1 月 15 日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

平成 31 年 1 月 8 日付け厚生労働省発生食 0108 第 2 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正については、以下に示す理由から、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

1. 既存添加物「イソマルトデキストラナーゼ」及び「カキ色素」に係る成分規格を作成することについて
既に使用の認められている添加物であり、新たに成分規格を設定する場合、設定の前と比較して、添加物の品質がより確保されることから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。
2. 既存添加物「エンジュ抽出物」の成分規格について、確認試験の改正を行うことについて
一般試験法で規定された操作法との整合を目的としたものである。したがって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。
3. 指定添加物「dl- α -トコフェロール」の成分規格について、性状の見直しを行うことについて

日本薬局方の規格と整合化されるものであること、また、日本薬局方の規格を満たす製品について、その品質の安全性に懸念があるとの知見はないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。



食料衛生安全部

衛生局長

（印）